

質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>別添2 仕様書 p.2 「4.調達範囲等」に記載のある、以下の内容について 仮に今年度の要件定義業務を弊社が受託した場合、翌年度の設計・開発業務を、別法人である当社の親会社が受託する方法は問題ないか。</p> <p>4.調達範囲等 「太陽光パネルリサイクルシステムの構築に伴う要件定義業務」の請負業者は令和9年度に調達を予定している「太陽光パネルリサイクルシステムの構築に伴う設計・開発業務（仮称）」の入札に参加できない。</p>	<p>別添2 仕様書「5. 業務の内容（8）調達支援」に以下の記載をしており、親会社は入札制限の対象としていますので、親会社様による翌年度の設計・開発業務受託はできません。</p> <p>（8）調達支援 「太陽光パネルリサイクルシステムの構築に伴う設計・開発業務（仮称）」について、意見招請に係る問い合わせ対応、質問に対する回答作成、調達仕様書案、設計・開発に当たって必要となる資料作成の補助等の支援を行うこと。ただし、本業務の請負者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者は、「令和9年度太陽光パネルリサイクルシステムの構築に伴う設計・開発業務（仮称）」の入札制限の対象とする。</p> <p>「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年11月27日大蔵省令第59号） 第八条 この規則において「一年内」とは、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日をいう。 2 この規則において「通常の取引」とは、財務諸表提出会社の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。 3 この規則において「親会社」とは、他の会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している会社等をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいう。親会社及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社の子会社とみなす。</p>
2	<p>令和9年度の「設計・開発」と令和10年度の「運用・保守」についても、質問1と同様の考え方になるのか。または、設計・開発業務を受託した業者が、運用・保守についても請け負う想定か。</p>	<p>質問1の内容とは異なり、設計・開発業務を受託した業者が運用・保守業務についても請け負うことも請け負わないことも可能です。</p>
3	<p>入札説明書 p.5に、開札日が6月30日と記載されている一方で、仕様書 p.2に、調査・研究からの引継ぎ完了時期が6月となっているが、具体的にはどのようなスケジュールで行う想定か。 仮に、引継ぎが一か月後ろ倒しになる場合、要件定義書の一次納品時期も同様に一か月後ろ倒しになるのか。</p>	<p>開札日が6月30日というのが正しい情報になります。仕様書に不備があり申し訳ございません。 引継ぎ完了時期が令和8年7月となり、その分要件定義書一次納品時期も一か月後ろ倒しとなる見込みです。</p>
4	<p>アビームコンサルティングが作成した業務報告書「令和7年度太陽光パネルリサイクルシステムの構築に係る調査研究等委託業務」p.12に記載のある「7.要件定義書の作成」と、今年度の要件定義業務との違いは何か。</p> <p>https://www.env.go.jp/content/000395494.pdf</p>	<p>令和7年度にアビームコンサルティング受託で実施した調査研究業務の中で、令和8年度に先駆けて一部要件定義を実施しており、令和7年度業務報告書に記載の要件定義はそれを指しています。令和7年度における要件定義は簡単なものになりますので、今年度それを参考としつつ、詳細を詰めていくこととなります。</p>